

東京の観光振興を考える有識者会議における部会設置要領

6 産労観企第45号
令和6年4月22日

(目的)

第1 「東京の観光振興を考える有識者会議設置要綱」(平成28年1月25日 27産労観企第925号)
第7に基づき、部会を設置する。

(設置する部会)

第2 第1の規定により設置する部会は、「ナイトタイム観光部会」及び「江戸の歴史・文化部会」とする。

(ナイトタイム観光部会)

第3 ナイトタイム観光部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都におけるナイトタイム観光の一層の促進に向けた施策に関すること。
- (2) その他、ナイトタイム観光の振興に必要な事項に関すること。

(江戸の歴史・文化部会)

第4 江戸の歴史・文化部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都における江戸の歴史・文化を活かした観光の一層の促進に向けた施策に関すること。
- (2) その他、江戸の歴史・文化を活かした観光の振興に必要な事項に関すること。

(委員等)

第5 部会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局長が必要あると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6 委員の任期は、第5の規定により委嘱を受けた日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第7 部会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、各部会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第8 部会は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第9 部会は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第 10 議事録は部会の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第 11 第5の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準（平成21年3月16日付20総人入第1541号）に基づき決定する。

(事務局)

第 12 部会の事務局は、東京都産業労働局観光部企画課とする。事務局は、部会の運営に当たり、部会の設置目的に関連する東京都の部局と必要に応じて協議する。

(その他)

第 13 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。